

匿名データの作成・提供に係るガイドライン

制定 平成 21 年 2 月 17 日
改正 平成 21 年 9 月 29 日
改正 平成 23 年 3 月 28 日
改正 平成 24 年 8 月 31 日
改正 平成 28 年 1 月 22 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定

目次

- 第1 ガイドラインの目的
- 第2 用語の定義
- 第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則
- 第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表
- 第5 匿名データの作成
- 第6 匿名データの匿名化处理の実施手順
- 第7 匿名データ提供依頼申出手続
- 第8 提供依頼申出に対する審査
- 第9 手数料の積算
- 第10 審査結果の通知等
- 第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付
- 第12 匿名データの提供
- 第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項
- 第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合
- 第15 匿名データの提供後の利用制限
- 第16 匿名データの利用後の措置
- 第17 提供依頼申出者による研究成果等の公表
- 第18 匿名データの不適切利用への対応
- 第19 実績報告書の作成・提出
- 第20 ガイドラインの施行時期

第1 ガイドラインの目的

匿名データの作成・提供に係るガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づいて行う匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は届出独立行政法人等及び法第37条に基づき事務の全部を受託する独立行政法人等が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

第2 用語の定義

1 匿名データ

本ガイドラインにおいて「匿名データ」とは、法第2条第12項に規定する「一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したもの」をいう。

2 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定するものをいう。なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、匿名データとして提供する項目には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、匿名データによる提供をあらかじめ承諾している場合はその限りではない。

3 ドキュメント

本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、匿名データがどのような情報であるかを示す情報であり、例えばデータレイアウトフォーム、符号表、匿名データを作成する方法、匿名データの特性を表す情報とする。

4 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第2条第1項に規定するもののうち、法第35条及び第36条に係る事務を行う行政機関をいう。

5 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第9条の公的機関をいう。

6 届出独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、法第25条に規定する独立行政法人等のうち、法第35条及び第36条に係る事務を行うものをいう。

7 受託独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「受託独立行政法人等」とは、法第37条の規定により、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）第12条に規定されている独立行政法人等であって実際に事務の全部委託を受けているものをいう。

8 提供機関

本ガイドラインにおいて「提供機関」とは、4の「行政機関」及び6の

「届出独立行政法人等」をいう。

9 提供機関等

本ガイドラインにおいて「提供機関等」とは、8の「提供機関」及び7の「受託独立行政法人等」をいう。

10 外国政府等

本ガイドラインにおいて「外国政府等」とは、国際機関、外国の政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行など、規則第15条第3号の外国政府等をいう。

11 提供依頼申出者

本ガイドラインにおいて「提供依頼申出者」とは、法第36条、令第13条及び規則第16条に基づき匿名データの提供を求める者をいう。

12 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、法第36条に基づいて匿名データの提供を受け、実際にこれを利用しようとしている者又は利用している者をいう。

13 国際比較統計利活用事業

本ガイドラインにおいて「国際比較統計利活用事業」とは、次の(1)又は(2)に該当する行為をいう。

(1) 我が国が加盟している国際機関が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、当該統計の作成等の結果を自ら利用する行為及び加盟国に提供する行為。

(2) 我が国が加盟している国際機関以外であって、二以上の外国政府等から匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な調査票情報等（※1）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けている又は受ける見込みが確実である者が、匿名データを用いて国際比較統計を行う上で必要な統計の作成等を行い、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を次の者提供する行為。

- ・ 公的機関
- ・ 外国政府等
- ・ 当該結果を用いて学術研究又は高等教育を行う者

- ※1 これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。規則第16条及び「委託申出書等に記載する事項及び統計の作成等に係る依頼書等の様式を定める件」（平成21年総務省告示第457号。以下「総務省告示」という。）に基づき別紙様式第3-1～3号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書及び添付資料をいう。

14 電子計算機

本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、サーバ、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

15 情報システム

本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

第3 匿名データの作成・提供の実施に際しての基本原則

1 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

提供機関等は、本ガイドラインを基に匿名データの作成及び提供に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、匿名データの作成、ドキュメントの整備は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組に準拠して取り組むものとする。

さらに、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や分担、匿名データの審査に係る組織等、匿名データ提供事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、受託独立行政法人等に匿名データの提供事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した受託独立行政法人等が策定することとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した提供機関と協議する。

2 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 提供機関における措置

匿名データの作成を行うために、提供機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する調査対象者の信頼を確保する観点から、法第39条第1項第1号及び第3号に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第1号及び第3号に基づく守秘義務に係る規定を踏

まえて、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえて、所要の措置を講じる。

(2) 匿名データ作成事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

提供機関が匿名データの作成を外部委託する場合及びデータ複製等匿名データの提供事務に関連する業務として調査票情報を取り扱う業務の一部を委託する場合は、法第39条第2項に基づく調査票情報の適正な管理に係る規定及び法第41条第4号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先事業者に対し所要の措置を講じさせることとし、受託業者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査の民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日（各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

(3) 利用者に対して行う措置

匿名データの提供に当たっては、

- ・ 提供を受けた匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
- ・ 法第42条第1項第2号に基づき匿名データの適正な管理を行うこと。
- ・ 法第43条第2項に基づき提出書類に記載し認められた目的以外に利用しないこと。

等について利用者全員から誓約書を提出させるとともに、自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供又は盗用した場合等、法第61条第3号に規定する罰則及び提供機関等による提供禁止等の措置が取られることをあらかじめ利用者に明示する。（関連：第7の1）

3 効率的な事務処理の実施

匿名データの作成及び提供に当たっては、プログラムの作成・テスト、チェックリストの作成、審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、提供機関は、必要に応じて法第37条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、匿名データに関連する技術の開発や蓄積に努め、効率的に処理を行うよう努める。

4 法第37条に基づく受託独立行政法人等への委託

(1) 受託独立行政法人等と総務省及び提供機関との連携

提供機関及び当該提供機関から業務を受託した受託独立行政法人等は、当該事務の遂行に当たって、相互連絡を密にし、円滑な処理を行う。

なお、受託独立行政法人等が受託した個別業務に関する総務省への連

絡は、当該提供機関を通じて行う。(関連：第18の2、第19の2)

(2) 受託独立行政法人等の変更

法第37条に基づく受託独立行政法人等への事務の全部委託を新たに開始する場合、変更する場合又は中止する場合であって、提供機関は、法第36条に係る一連の手続が終了していない者が存在する場合、その者に対し、あらかじめその旨を通知し、円滑な取扱いに必要な措置を講じるものとする。

また、受託独立行政法人等を変更するに当たっては、提供機関は書類の引継ぎ、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

第4 匿名データの作成・提供に関する計画の公表

提供機関は、毎年度当初に、当該年度に提供を行う予定の匿名データの対象とする統計調査の名称、年次、提供する匿名データの概要、提供依頼申出の受付期間、匿名データの提供を行う時期、提供依頼申出手続及び次年度以降の取扱について事前にホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。(関連：第6の3、第7)

第5 匿名データの作成

1 匿名データを作成する統計調査の範囲

提供機関は、その実施する統計調査の中から、匿名データ作成の適否、需要等を踏まえて、作成・提供する匿名データを決定する。

なお、一般的には匿名化が難しいとされる企業や事業所を対象とした統計調査についても、個別具体的に匿名化処理の可能性を検討し、匿名化が困難な場合、法第34条に基づく委託による統計の作成等により対応することを検討する。

2 匿名データの匿名化処理の方法

(1) 匿名処理の考え方 (別紙1参照)

提供機関は、調査単位及び統計単位(個人、世帯及び事業所等)等が特定又は推定されないよう、各統計調査の特性に応じて、現在、諸外国等で導入されている次の匿名化処理の技法(別紙2参照)等を組み合わせて匿名化処理を行う。

- ・ 識別情報の削除
- ・ 匿名データの再ソート(配列順の並べ替え)
- ・ 識別情報のトップ(ボトム)・コーディング
- ・ 識別情報のグルーピング(リコーディング)
- ・ リサンプリング

- ・ スワッピング
 - ・ 誤差の導入
- 等

なお、基幹統計調査の場合は個別具体的に用いた匿名化の方法について取りまとめた資料を、統計委員会に対する諮問において提出するほか、必要に応じて第6の3で掲げる情報提供事項とともに公開又は、匿名データ提供の際に利用者に提供する。

(2) 匿名化の基準

調査票情報の特性は統計調査ごとに異なることから、各統計調査について一律に匿名化の基準を設定することは困難である。

このため、提供機関は、匿名化する統計調査ごとにその特性を勘案し、一橋大学における匿名標本データの試行的提供の事例及び諸外国の統計機関における同様の提供の事例等を参考に匿名化の基準となる値、例えば、最小値が2件以下とならない等を定める。

なお、個人・世帯を対象とする統計調査の匿名化について、一橋大学で行われた試行的な取組で用いた基準は別紙3「匿名化処理の目安」のとおり。

第6 匿名データの匿名化処理の実施手順

1 匿名化処理の審査

(1) 審査表の作成

提供機関及び統計委員会における匿名化処理の審査を効率的、効果的に実施するため、提供機関は作成する匿名データごとに、母集団情報や識別情報などその実施する匿名化処理の方法等を記述した審査表を作成する（別紙様式第1号参照）。

(2) 提供機関内における審査

提供機関はその組織内に匿名化処理等に関する審査体制等を設けるとともに、(1)により作成した審査表に記載された内容等を基に、実際に統計表を作成して得られた分布を確認するなどにより、匿名化処理の妥当性等に係る審査を実施する。

2 統計委員会への諮問

行政機関が基幹統計調査に係る匿名データを作成する場合、法第35条第2項に基づきあらかじめ統計委員会に諮問する必要がある。

諮問に当たり、行政機関は提供開始の時期等を勘案して事前に統計委員会事務局と審議日程等について調整を図るほか、次のとおり対応する。

(1) 初めて匿名データを作成する統計調査の場合

次に掲げる資料を準備する。

＜統計委員会の諮問資料＞

- 審査表
- 当該統計調査の基本情報
 - ・ 調査概要
 - ・ 調査票様式
 - ・ 標本抽出法 等
- 匿名データに関する資料
 - ・ 匿名データの作成方針
 - ・ 匿名化に当たって留意すべき事項 等
- その他諮問に当たって必要とされる資料及び統計委員会が法第50条に基づき要求する資料

※ 将来的な作成年次の追加を予定している場合は、その旨を明示。
なお、行政機関は、統計委員会の意見を踏まえ匿名データを作成するとともに、匿名化処理が適切に行われていることを検証する。

(2) 匿名データの作成年次を追加する場合

- ① 提供機関は次に掲げる資料を作成する。
 - 審査表
 - 提供機関における検討経緯や直近の統計委員会答申における「今後の課題」への対応に関する資料
- ② 提供機関は統計委員会事務局と連携し、匿名化手法に関する資料を基に次の匿名化手法を確認する。
 - 追加・変更された調査事項の匿名化手法
 - 識別情報の匿名化手法
 - しきい値基準によるトップコーディング・ボトムコーディングの匿名化手法
- ③ 匿名化手法について上記①及び②により、次の i) ～ iii) の全てが確認できた場合は、前回統計委員会答申からの変更がないものと判断できるため、統計委員会への諮問を要さないものとし、それ以外の場合は統計委員会に諮問する。その判断に当たっては、統計委員会事務局と連携し、必要に応じて統計委員会の意見を聴きつつ判断する。
 - i) 母集団情報に変更がないこと
 - ii) 調査事項別の匿名化手法に変更がないこと
 - iii) 調査事項の変更が形式的（技術的な名称変更や選択肢の統合等）であること
- ④ 諮問時の資料は、上記①に掲げる資料のほか、「初めて匿名データを作成する統計調査の場合」を参考に必要な資料を追加する。

(3) その他

提供機関は法 55 条に基づく総務大臣からの要請に基づき匿名データの作成に関する検討・実施状況（統計委員会答申における「今後の課題」の検討状況も含む。）について、総務省に報告を行う。

総務省は、提供機関から報告を受けた匿名データの作成に関する検討・実施状況を取りまとめ、統計委員会に報告する。

3 匿名データ提供の周知

提供機関等は、提供が可能となった匿名データについて、次の内容をホームページ等に掲載することにより情報提供を行う。（関連：第 4、第 7）

- 統計調査の名称及び年次
- 匿名データの名称
- 提供の条件
 - ・ セキュリティ要件、利用環境要件
 - ・ その他法令等により定められた要件 等
- 提供する項目及び符号表（必要に応じてデータレイアウトフォーム）
- 匿名化处理の方法（項目ごとの匿名化处理方法、リサンプリング率等）
- 受付窓口、受付期間等
- 提供依頼申出方法
- 必要となる費用の概算
- 提供可能な方法（媒体）
- 提供予定時期

第 7 匿名データ提供依頼申出手続

1 あらかじめ明示しておく事項

提供依頼申出手続を行う場合に提供依頼申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項を提供機関等はホームページ等において提示し、広く周知する（関連：第 4、第 6 の 3、第 7 の 6）。

《要明示事項》

- ・ 匿名データ提供制度の趣旨、法的根拠
- ・ 守秘義務、適正管理義務、承諾された目的以外での利用・第三者提供の禁止、罰則等
- ・ 契約の内容等を定めた利用条件（利用規約：提供機関等が提示する利用条件を示した規約）
- ・ 提供を受けるための手続及び手続に必要とされる各様式
- ・ 提供依頼申出手続では提供依頼申出者（代理人による提供依頼申出の場合は代理人自身ものを含む）の本人確認が必要であり、本人確認のための提示書類は受付窓口で複写されること

- ・ 標準処理期間（提供依頼申出書が提出されてからの処理期間及び匿名データの提供に係る依頼書が提出されてからの処理期間）
- ・ 提供した匿名データの返却義務
- ・ 法令に違反した場合の罰則の他、利用条件（利用規約）に反した場合はすべての提供機関等による提供禁止措置が課されること
- ・ 利用を認めるセキュリティ環境に関する要件
- ・ 個人、世帯及び事業所等の特定（又は推定）を試みないこと
- ・ 法第 36 条に基づいて提供されたその他の匿名データ及びその他の個人識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージ(照合)を行わないこと
- ・ 高等教育目的で利用する場合、提供した匿名データは、教育責任者（指導教員）が保管・管理し、利用者たる学生には保管・管理させないこと
- ・ 高等教育目的で利用する場合、教育責任者（指導教員）は利用者たる学生に対し、あらかじめ統計利用に係る倫理教育(制度、遵守事項、罰則等の教育)を行うこと
- ・ 匿名データ提供制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外であること
- ・ やむを得ない事情により、提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、①研究成果、②高等教育又は③国際比較統計利活用事業の内容を公表しなければならないこと
- ・ 匿名データの提供を受けた場合、匿名データを利用した提供依頼申出者の所属・氏名、使用する匿名データの名称、学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業の名称等が提供機関から公表されること
- ・ 提供依頼申出等手続において使用する言語
- ・ 日本国外への匿名データの提供に当たり、監査等の対応、提供の方法等国内における提供の際と手続・対応が異なる場合はその内容又は要件

2 事前確認等

上記 1 の明示事項への承諾の確認及び提供依頼申出書等の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、原則として、提供機関等は、面接、電話等により、提供依頼申出書の提出前に、提供依頼申出を予定している者との間で次の(1)から(6)の事項について事前確認等を実施する。

- (1) ホームページに掲載した上記 1 の明示事項の内容を確認したか否か、当該内容について適切に理解をしているか否かの確認、理解が不十分である場合には当該内容の説明
- (2) 提供依頼申出書、依頼書等の各様式の記載方法並びに匿名データの提供及び関連する手続の説明
- (3) 利用目的（学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業の内容）、

利用者・利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明

- (4) 承諾条件と利用者が遵守すべき事項の説明
- (5) 提供依頼申出を予定している者が想定している申出内容の聴取及び必要に応じた承諾基準への適合性に関する見通し並びにそれらに関する助言
- (6) 基本料金（令第 13 条第 2 項第 1 号）、匿名データ 1 ファイル当たりの金額（同第 2 号）、媒体経費（同第 3 号）、送付を希望する場合の送料（同第 4 号）及び手数料の納付方法（令第 13 条第 3 項）に関する情報の説明

3 提供依頼申出書の作成単位等

(1) 提供依頼申出書の作成単位

提供依頼申出書は、規則第 15 条の提供の判断要件として掲げられる提供の可否を判断する「利用目的」ごとに作成するものとする（当該提供機関等が実施する複数の統計調査に係る匿名データについて併せて提供依頼申出を行って差し支えない。）。（※ 2）

ただし、複数の匿名データに係る内容を提供依頼申出書の様式に記載しきれない又は匿名データのファイルごとに分割記載した方が審査が円滑に行えると提供機関等が判断した場合は、1 件の申出記載内容を適宜複数の別添様式に分割して記載させることとする（※ 3）。

- ※ 2 提供依頼申出書 1 件につき、その後の手続に必要とされる依頼書、利用実績報告書、データ措置報告書の作成もそれぞれ 1 件ずつ作成することになる。

複数の提供機関から委託を受けて提供事務を行う受託独立行政法人等に提出する提供依頼申出書等については、匿名データの作成を行った提供機関を併せた提供依頼申出も可能とする。

- ※ 3 この場合は、様式を便宜上分割記載したものであり、提供依頼申出書 1 件と扱い、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様であるが、原則としてその内容は提供依頼申出書で分割した単位に対応して分割記載する。

(2) 高等教育目的による場合の提供依頼申出書の作成単位

高等教育目的により高等教育機関での講義・演習等（以下「講義等」という。）で利用する場合の提供依頼申出書の作成は、おおむね次のとおりとする。なお、高等教育目的で提供する場合、利用者たる学生等に対しては、原則として匿名データの媒体の直接提供は行わず、講義等ごとにまとめて指導教員に提供する。

- ① 同一の高等教育機関において、異なる指導教員により同時期に開講される同一内容の複数の講義等に利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとするが、学生、講義等によって利用環境が異なる場合は、それぞれ別の提供依頼申出書として作成することを求めることとする。

また、提供媒体は、まとめて指導教員に提供を行う。

なお、情報管理及び責任の明確化の観点から、提供された匿名データファイルの複写（インストール）は、原則として、1ファイルにつき、「1人の利用者」＝「1台の電子計算機」とする（(5)参照）。同一の匿名データを同時に複数の電子計算機により複数の学生が利用する場合は、利用する人数＝台数に応じたファイル数を提供依頼申出書に記入する。

その他、同一の高等教育機関において、同一の指導教員が異なる時期（前期、後期、集中講義期間）に開講される同一内容の複数講義等において利用する場合、まとめて1件の提供依頼申出書として作成することを認めることとする。なお、この場合であっても、申出時点において受講する学生の氏名がすべて明らかになっており、依頼書提出時においてすべての学生から誓約書を取り付けられるようになっていることが必要である。

- ② 同一指導教員が異なる高等教育機関における講義等に利用する場合は、高等教育機関ごとに分けて提供依頼申出書を作成するように求めることとする。

(3) 匿名データの取扱い単位

匿名データの提供ファイルの編成については、令第13条に基づき、匿名データに係る調査の基準となる期日又は期間（年次及び月次）及び調査票情報の種類に応じて提供機関等が適宜判断し区分した匿名データファイル1ファイルごとに1件として取り扱う。

なお、提供するファイル数は、1件の匿名データファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う（ここで、複数の利用者が1台の電子計算機を交互に利用する場合は、1ファイルとする（(4)参照））。

(4) 提供する匿名データの複製1回の原則（複数回複製の禁止）

管理責任の明確化の観点から、提供を行った匿名データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写する行為は1回に限定し、当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複写は原則として認めない。

したがって、複数の電子計算機で別々に同じ匿名データを利用する場合は利用する電子計算機の台数分のファイルの入手を行うものとする。これは、高等教育における講義、国際比較統計利活用事業で利用する場合にも適用するものとする。

なお、1台の電子計算機にインストールし、1台の電子計算機を交互に利用することで、複数の利用者が同一の匿名データを利用する場合は1ファイルの提供として取り扱う。

4 提供依頼申出者及び利用者の範囲

法第36条に基づく規則第15条に掲げられた要件をすべて満たし、匿名データの提供を受けるためには、提供依頼申出者及び利用者の範囲として、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者、高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者又は国際比較統計利活用事業を行い得る者であることが必要である。

これらに該当する者の例示は次のとおりである。

[学術研究・高等教育]

- ・ 大学等や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関
- ・ シンクタンク等で学術研究を行う者又は当該機関
- ・ 機関に所属していないが、学術研究を行っている研究者
- ・ 大学等の高等教育機関においては、講義等の高等教育を行う指導教員又は当該機関

[国際比較統計利活用事業]

- ・ 我が国が加盟している国際機関
- ・ 複数の外国政府等から調査票情報等の提供、資金等の提供を受けている非営利の団体（例えば LIS (CROSS-NATIONAL DATA CENTER in Luxembourg)）

また、大学における提供依頼申出者及び利用者については次の考え方を参考に判断する。

- ① 指導教員の指示により、提供された匿名データを用いて大学院生・学部学生が研究補助に携わる場合又は同一の匿名データファイルを用いて指導教員と大学院生・学部学生が共同研究を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び大学院生・学部学生とする。
- ② 大学院生等が個人として、提供された匿名データを用いて研究を行う場合、当該大学院生等を提供依頼申出者及び利用者とする。

- ③ 指導教員が、提供された匿名データを用いて自ら講義等の資料を新たに作成して配布する場合、当該指導教員を提供依頼申出者及び利用者とする。
- ④ 指導教員が提供された匿名データをそのまま大学院生・学部学生に利用させて講義や演習（卒業論文の作成等）を行う場合、提供依頼申出者は指導教員とし、利用者の範囲は指導教員及び講義や演習で利用する者全員とする。

5 代理人による提供依頼申出書の提出

規則第 16 条の規定に基づいて、代理人による提供依頼申出をする場合は、当該代理人は、提供依頼申出者から委任状など代理権を証明する書面を有している者であることが必要である。

なお、代理人は、受付窓口にて匿名データの提供に係る提供依頼申出を行い、適宜提供依頼申出書等の書面の訂正の判断を行う必要があることから、提供依頼申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

6 提供依頼申出書の記載事項

提供機関等は、規則第 16 条及び総務省告示に基づき、別紙様式第 3 - 1 ~ 3 号を参考として、次の(1)~(19)の事項の事項欄を規定した提供依頼申出書の様式を定める。

なお、提供依頼申出書に使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めることとする。

(1) 提供依頼申出者の氏名・名称及び所属・役職、連絡先等

提供依頼申出者の氏名、生年月日、住所及び所属・役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail を含む。）を記載する。

また、法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合は、法人その他の団体の名称及びその代表者又は管理人の氏名、役職、連絡先（所在地、電話番号、e-mail を含む）を記載する。ただし、提供依頼申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、担当部課も含む名称、担当部課等の長の氏名、役職及び連絡先（所在地、電話番号、e-mail アドレスを含む）を記載する。

(2) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が提供依頼申出を行う場合）

代理人を通じて提供依頼申出を行う場合にあつては、代理人の氏名、生年月日及び住所を記載する。

(3) 匿名データの名称、年次等

① 匿名データの名称、年次等

提供機関が提供を行う旨をあらかじめ明示している匿名データの名称及び年次等を記入する。

② 必要なファイル数

3(4)に記載したとおり、複数の利用者が同じ匿名データを利用する場合、1台の電子計算機で1つのファイルを共同で利用する場合を除いて、利用者数に応じたファイルの提供を受ける必要がある。

したがって、利用方法に応じて、提供を受ける匿名データファイルの数を記入する。

(4) 利用目的

直接の利用目的が学術研究である場合、直接の利用目的が高等教育である場合又は利用目的が国際比較統計利活用事業である場合によって、申出事項が異なることから、提供依頼申出者はこれらの利用目的を踏まえて対応する様式に必要事項を記載の上、提供依頼の申出を行う。

(5) 匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称(利用目的が高等教育の場合)

上記(4)において、直接の利用目的が大学等における高等教育である場合、当該匿名データを利用する高等教育機関の名称及び授業科目において実際に匿名データを利用する学部学科の名称を記載する。

(6) 研究の名称、内容等(直接の利用目的が学術研究の場合)

直接の利用目的が学術研究の場合、次の①～④を記載する。

① 学術研究の名称

「●●に関する研究」など、学術研究の名称を記入する。

② 学術研究の必要性

当該学術研究を行うことによる特定研究分野又は社会における意義等、当該学術研究の有用性を説明する内容を記載する。

当該学術研究に公的研究費補助金(例:文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金)が交付・補助されている場合は、有用性を裏付ける参考とするため、当該研究費補助金の交付決定通知等を複写したものを別紙として添付する。

③ 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

当該学術研究の具体的な研究内容、匿名データの利用の方法及び作成

する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

また、必要に応じてこれらの内容を示す資料や利用者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

④ 研究計画、研究の実施期間

当該学術研究の研究スケジュール（当該研究計画の中で、実際に匿名データを利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）を記載する。

(7) 授業科目の名称等（直接の利用目的が高等教育の場合）

直接の利用目的が高等教育に該当する場合、次の①～④を記載する。

① 授業科目の名称

「●●演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記入する。

② 授業科目の目的、授業科目で利用する必要性及び利用する方法

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など当該授業科目全般の目的を記入する。

また、当該授業科目において、匿名データを用いる必要性及び匿名データの授業科目における利用方法（演習専用の電子計算機ルームにおいて1人1台の端末により匿名データを表計算ソフトを利用して集計する、など）について具体的に記載する。

③ 授業科目の内容及び作成する統計等の内容

当該授業科目の内容及び作成する予定の統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、統計表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で記載する。

また、必要に応じてシラバス、統計利用に係る倫理教育の概要、集計内容等を示す資料を別紙として添付する。

④ 授業科目の開講期間

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む。）を明らかにする。

(8) 事業の名称等（利用目的が国際比較統計利活用事業の場合）

利用目的が国際比較統計利活用事業に該当する場合、次の①～⑦を記載する。

① 事業の名称

「●●に関する国際比較プロジェクト」など、事業の名称を記入する。

② 事業の必要性

国際比較統計利活用事業を行うことによる国際社会における事業の意義や国際的な研究の活性化効果等、当該事業の有用性を説明する内容を記載する。

③ 事業の内容、利用する方法

当該事業の具体的な内容（事業形態、外部委託の有無など含む）、匿名データを利用する方法について明確に記載する。

また、国際比較統計利活用事業において作成する国際比較統計の提供を受ける者の対象者範囲を記載する。

なお、必要に応じてこれらの内容を示す資料を別紙として添付する。

④ 作成する統計等の内容

作成する統計表の様式や分析出力の様式について記載する。

なお、結果表の様式や分析出力の様式については決まっている範囲で差し支えない。

⑤ 事業の実施期間

当該事業のスケジュール（実際に匿名データを利用する期間）を記載する。

⑥ 外国政府等から提供を受けている調査票情報等の内容、提供元の外国政府等の名称（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合）

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている又は受けることが確実と見込まれる調査票情報等の具体的な掲載項目の内容、当該調査票情報等の提供元の外国政府等の名称を記載する。

多い場合は主なもの5つまで記載することとするが、提供元の外国が二以上となるよう選定する。

なお、受けることが確実と見込まれる場合はその旨を記載する。

⑦ 我が国の公的機関又は外国政府等から受けている支援の内容、支援の提供元の名称（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外の者である場合）

国際比較統計利活用事業を行うために提供を受けている我が国の公的機関又は外国政府等から受けている具体的な支援の内容及び支援元の名称を記載する。

二以上の公的機関又は外国政府等から支援を受けている場合は、主な公的機関又は外国政府等を2つまで選定して記載することとするが、その際、同一の公的機関又は外国政府等は避けて選定する。

(9) 匿名データのすべての利用目的

学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業における匿名データの二次的な利用目的を記載する。

なお、例えば研究成果又は国際比較統計利活用事業の結果を出版物にする場合や、その他の付帯的な研究に利用する場合などがあるときは、それらの利用目的もすべてを記載する。

また、学術研究の途上の内容等を報告する場合であって、大学や学会などで定期・不定期に開催されるセミナー、ワークショップ、研究集会等を申出時点で具体的に明示できない場合等には、想定されうるものを例示する。

なお、利用目的として提供依頼申出書に記載せず又は承諾されなかった目的による利用は法第43条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）の違反となる。

(10) 公表の方法

① 学術研究での利用の場合は、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る）、掲載予定の学術誌、機関紙、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）などを記入する。

なお、提供機関等において論文等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

② 高等教育での利用の場合は、卒業論文、修士論文の研究室等のホームページで論文を掲載、また、大学等のホームページ、一般が入手・閲覧可能な公開される大学の事業報告その他において、当該匿名データを用いて演習を行った旨を掲載することなどを記入する。

なお、提供機関等において卒業論文、修士論文、演習の実施概要等の提出を受け、これをホームページに掲載することにより公表することができる場合には、当該方法も公表の方法に含めるものとする。

③ 国際比較統計利活用事業での利用の場合は、次のア、イのとおりとする。

ア 我が国が加盟している国際機関が利用する場合、国際比較統計利活用事業の成果について関係国に配布し、機関のホームページなどに成果となるワーキングペーパーを掲載することなどを記載する。

当該機関がイの場合を行う場合は、イを準用する。

イ 我が国が加盟している国際機関以外であって、国際比較統計を作成しこれを提供するための利用の場合、国際比較統計 利活用事業において匿名データを利用して作成した統計の提供回数（※4）をホームページで〇年ごとに掲載することなどを記入する。

※4 〇年ごとは提供機関等ごとに定めた期間を記入する。

さらに、公表予定日についても公表の予定ごとに記入する。

(11) 匿名データの提供希望年月日

匿名データの提供希望年月日を記載する。

(12) 匿名データの利用場所及び管理方法

匿名データを実際に利用する場所、匿名データを実際に利用する電子計算機の管理状況及び環境、匿名データの保管・管理方法を記載する。

なお、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先となる場合はその内容を記載する。

また、電子計算機の管理状況及び環境等については、選択式（別紙様式第3-1～3号第4欄参照）とするなど審査基準が明確となる様式を設定する。

(13) 匿名データの利用期間

匿名データを返却する時期を記入する（匿名データファイルを保管しておく期間を含む）。

(14) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名及び個々の利用場所

利用者（提供依頼申出者を含む）について全員の氏名、所属、職名及び利用場所を記入する。なお、申出に当たっては、必要に応じて、学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等の添付を求めるものとする。

① 集計処理等について外部委託を行う場合には、当該外部委託業者職員についても利用者として記載する。その場合は、外部委託によることを明示する。

② 提供依頼申出後に利用者を追加し、当該者に匿名データを提供する場合には、再度審査を受け承諾される必要がある。

- ③ 高等教育において指導教官が指導を行う場合については、職名欄に「指導者」と追記するなど、匿名データの利用に当たって指導・管理を行う者を明確にする（主たる目的が高等教育目的の場合に限る。）。

(15) 現に提供を受け、又は今後提供を依頼する予定がある調査票情報及び他の匿名データ

法第 33 条又は第 36 条に基づき、現に提供を受けている又は本提供依頼申出に係る匿名データの利用予定期間中に提供の依頼を行う予定のある調査票情報、他の匿名データの名称及び年次について記載する。

(16) 匿名データの提供方法（提供媒体）

匿名データの提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定され、提供機関等が提供に対応する媒体を記入する。なお、様式の設定に当たっては提供依頼申出者が記載しやすいよう選択式とする。

提供する媒体については、令第 13 条第 2 項第 3 号に規定されているものの中から、提供機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能とする。）。

(17) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無を記載する。なお、日本国内への送付は原則として書留のみとし、日本国外への送付は配達状況を確認できる郵便サービス等に限定することとする。e-mail などインターネット等の通信回線を介しての提供は行わない。

(18) その他必要な事項

提供機関等は事務処理要綱及び様式を定めるに際しては、必要に応じ、総務省告示に基づき特に必要と認める事項を設定するとともに、規則第 16 条に基づき提供依頼申出内容の審査の事務処理を行う際に必要となる当該利用目的の公益性を裏付ける書類の添付、また、国際比較統計利活用事業であって、我が国の加盟する国際機関以外の者からの申出の場合、外国政府等から調査票情報等や支援の提供を受ける際に外国政府機関等と取り交わした協定書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

《公益性、学術研究の必要性等を裏付ける書類の例示》

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類（学術研究機関、高等教育機関等の在職証明書・在学証明書等）
- 学生等の場合にあつては、指導教員や大学・学会からの推薦状
- 公的研究費補助金等を受けていることを示す書類、利用者の著

書・論文の一覧

- 外国政府等から調査票情報等の提供を受ける際に取り交わした協定書のコピー
- 外国政府等から支援を受ける際に取り交わした協定書のコピー
等

外部委託を行う場合については、委託内容が分かる委託契約書等のコピーの添付の指定を行うものとする。

7 提供依頼申出書の受付期間等

提供機関等は、受付事務や提供用匿名データの転写処理の効率化、計画的実施の観点、ひいては提供依頼申出者に対するサービス向上を図る観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。(関連：第4、第6の3)

なお、提供機関等による受付事務等において使用する言語については、提供機関等の長が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

8 提供依頼申出書等の受付・審査対応部署

提供機関等は、必要に応じてそれぞれの機関内における提供依頼申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、匿名データを所管する課室と事前に定めた役割分担に基づいて。審査・通知・提供等の事務を進める。(受付窓口を指定しない場合、すべての事務を個々の匿名データを所管する課室において実施する。以下同じ。)

9 本人確認

(1) 提供依頼申出者が個人である場合

提供機関等は、規則第16条第2項の規定に基づき、提供依頼申出者及び提供依頼申出者の代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「健康保険の被保険者証」、「個人情報カード」(「住民基本台帳カード」を含む。以下同じ。)、 「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行するパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

なお、申出の方法により、本人確認は次のとおり実施する。

ア 受付窓口提供依頼申出者が訪問して提供依頼申出をする場合

氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、提供依頼申出書の内容と照合した上で、顔

写真と提供依頼申出者を比較し、本人に間違いがないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

氏名、生年月日、住所が記載されているが顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合、あるいは顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所のすべてを確認できない本人確認書類しかない場合、2種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日、住所のすべてが確認できるようにする。(当日、1種類しか書類を持ち合わせてない場合は、後日、別の種類の本人確認書類のコピーを送付してもらうなどの措置を行う。この場合、住民票の写しなども認める。また、当該本人確認書類のコピーの送付があった時点で提供依頼申出を受け付けたこととする。)

なお、本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、当該書類の複写を行い、提供依頼申出書の関係書類として取り扱う。

イ 郵送により提供依頼申出をする場合

提供依頼申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類2種類以上（これらを組み合わせることにより、氏名、生年月日及び住所がすべて確認でき、かつ、住所を記載しているものが最低2種類となるようにする）のコピーの同封を必要とする。

なお、2種類の書類をそろえることができない場合、住民票の写しなども認めるものとする。

ウ 受付窓口で代理人が訪問して提供依頼申出をする場合

代理人の本人確認は上記アに準じるものとする。

また、提供依頼申出者の本人確認は郵送により提供依頼申出をする場合に準じるものとする。

(2) 提供依頼申出者が法人その他の団体である場合

日本国内の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合であって、代表者又は管理人の定めがある場合（行政機関又は地方公共団体を除く。）は、法人その他の団体の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたもの若しくはそれらの写しの提示又は提出を求める。

また、日本国外の法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した法人その他の団体の存在を確認するに足る書類若しくはそれらの写しの提示又は提出を求める。

なお、連絡担当者が法人その他の団体に所属することを示すものについても必要に応じて提示又は提出を求める。

さらに、次の提供依頼申出の方法に応じて、代表者又は管理人の本人

確認書類の提示又は提出も併せて求める。

ア 受付窓口で代表者又は管理人が訪問して提供依頼申出をする場合

上記(1)アに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

イ 郵送により提供依頼申出をする場合

上記(1)イに準じて代表者又は管理人の本人確認書類の提出を求める。

ウ 受付窓口で代理人が訪問して提供依頼申出をする場合

上記(1)ウに準じて代理人及び代表者又は管理人の本人確認書類の提示又は提出を求める。

10 提供依頼申出書の提出方法

提供依頼申出書等は、提供依頼申出者又は代理人が、提供機関等の受付窓口へ直接又は郵送により提出する。

第8 提供依頼申出に対する審査

1 提供依頼申出内容の審査主体

審査は提供機関等が実施する。

なお、法第37条に基づき受託独立行政法人等が審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した提供機関に相談しながら実施する。

2 総則

匿名データは、規則第15条により、学術研究の発展に資すると認める場合又は高等教育の発展に資する場合であって、次の(1)から(4)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

なお、匿名データの提供は、オーダーメイド集計と比べて、法により適正管理義務、目的外利用の禁止・罰則を定めており利用に制限があることから、研究に係る利用目的をオーダーメイド集計（学術研究の発展に資する研究利用が要件）より制限している。

- (1) 統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること
- (2) 学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること
- (3) 学術研究の成果又は高等教育の内容が公表され、社会に還元されること
- (4) （匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化

処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

また、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資する場合であって、次の(5)から(8)の要件をすべて満たす場合に提供が可能となる。

- (5) 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみに用いること
- (6) 提供依頼申出者が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること
 - ① 上記(5)の統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等又は当該統計を用いて学術研究者若しくは高等教育を行う者に対して提供することを目的とすること
 - ② 二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供、土地、建物その他の施設を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること
- (7) 我が国が加盟している国際機関が提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の利用結果が公表されること。又は、我が国が加盟している国際機関以外の提供依頼申出者である場合は、匿名データを用いて行った国際比較統計の提供状況が公表されること
- (8) (匿名データは個人・世帯及び事業所が特定されないように匿名化処理を行ったデータであるが、調査票情報を基に作成・提供される情報であることを踏まえ、) 適正に管理されること

このため、提供機関等は、提供依頼申出書の記載内容及び添付書類を基に、①利用目的が規則第15条に合致するか、②匿名データの管理方法、利用場所が適正であるか、③学術研究の成果、高等教育又は国際比較統計活用事業の内容が適切に公表され、社会に還元されるか等について審査を行う。

なお、法第33条に基づいて提供された調査票情報及び法第36条に基づいて提供された他の匿名データ及びその他の個体識別が可能となる可能性があるデータとのリンケージを行う場合には、提供を認めない。

また、「第18 匿名データの不適切利用への対応」に基づくペナルティを科されている者については、匿名データの提供依頼の申出を認めない。

3 審査基準

(1) 学術研究目的の要件該当の確認

① 提供依頼申出者が大学や学術研究を目的とする機関に所属している場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が学術的な研究活動を行う場合で、その研究成果を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

② 提供依頼申出者が①以外の場合

営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、それが学術的な研究を目的とするものであって、学術論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

また、学術研究目的に一部金銭の授受を伴う利用目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが当該金銭の授受を伴う目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に金銭の授受を伴う利用目的で利用される場合であれば本要件に該当すると認められる。

しかしながら、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として利用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合、あるいは学術論文として公表するもの以外の成果を別に作成し、顧客等のみに提供するような場合には本要件に該当するものとは認められない。

(2) 高等教育目的の要件該当の確認

原則として、高等教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの提供依頼申出に限定され、それ以外の者による提供依頼申出は想定されない。

利用形態としては、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の高等教育において匿名データを利用する場合が想定される。

(3) 国際比較統計利活用事業目的の要件該当の確認

国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、我が国が加盟している国際機関や、二以上の外国政府等から国際比較統計に必要な調査票情報等の提供を受けている取組など、十分に信頼でき公的な取組とみなしえる活動を行っている機関であることが求められる。

(4) 提供依頼申出者の氏名、所属・役職、連絡先等

記載されている所属・役職等により上記(1)を確認する。

また、規則第16条第2項及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(5) 法人その他団体の名称及び所在地（法人その他の団体が提供依頼申出を行う場合）

提供依頼申出者が法人その他の団体の場合（行政機関又は地方公共団体を除く。）、法人その他の団体の名称・経営組織等から研究を主体とする組織か営利組織かを判別する。

また、規則第16条第2項及び第7の9で提示又は提出を求めている法人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(6) 代理人の氏名、生年月日及び住所（代理人が提供依頼申出を行う場合）

代理人の記入があり、代理人によって提供依頼申出がなされる場合、規則第16条及び第7の9で提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

(7) 匿名データの名称、年次等

① 匿名データの名称、年次等

提供機関が提供することを公表している匿名データの名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、利用目的である学術研究の内容、講義等の内容又は国際比較統計利活用事業の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断される匿名データが含まれていないことが必要である。

② 必要なファイル数

原則として複写は、電子計算機のハードディスク等へのインストールなどについて、1回限りとされていることを踏まえ、別途記載される利用者数及び利用方法と必要ファイル数との関係で齟齬がないことが必要である。

特に1件の提供依頼申出で多数の利用者が存在する高等教育目的の場合は留意する必要がある。

(8) 利用目的

直接の利用目的が学術研究の利用、直接の利用目的が高等教育の利用又は利用目的が国際比較統計利活用事業の利用のいずれであるかを確認し、次の(9)～(13)の内容と齟齬がないことが必要である。

(9) 研究の名称、内容等（利用目的が学術研究の場合）

① 学術研究の名称、目的及び必要性

審査では、当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供する学術研究として認められることが必要である。

② 学術研究の内容、利用する方法及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する統計等（集計様式や分析出力様式をいう。以下同じ。）が当該学術研究内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

③ 研究の実施期間

成果の公表時期、匿名データの利用期間との関係で齟齬がないことが必要である。

(10) 高等教育機関及び学部学科の名称（直接の利用目的が高等教育の場合）

高等教育の利用に供することを直接の目的としている場合、匿名データを利用する高等教育機関及び学部学科の名称が記載されていることが必要である。

なお、この場合、記載された学校や学部学科が実際に存在し、提供依頼申出者の所属等との整合性が確保されていることが必要である。

(11) 授業科目の名称、内容等（直接の利用目的が高等教育の場合）

① 授業科目の名称、目的、授業科目で匿名データを利用する必要性及び利用する方法

実際に匿名データを利用する高等教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

なお、指導教員が個人的に実施する補習などは高等教育機関としての高等教育活動とは認められない。

また、当該授業科目において匿名データを利用する必要性が認められ、その利用する方法が適切であること、利用方法と提供ファイル数に齟齬がないことが必要である。

② 授業科目の内容及び作成する統計等の内容

匿名データを利用して演習を行う場合などに作成が想定される統計等（集計様式や分析出力様式）が授業科目の内容、受講学生レベルから見て妥当な内容であることが必要である。

③ 授業科目の実施期間

授業科目の実施時期が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がなく、当該授業科目の閉講までに、当該匿名データの利用期間が終了することが必要である。

(12) 国際比較統計利活用事業の名称、内容等（利用目的が国際比較統計利活用事業の場合）

① 国際比較統計利活用事業の名称、目的及び必要性

審査では、国際比較統計利活用事業の重要度や有用性を評価するものではないが、匿名データを提供するものとしての公益性が認められ、その内容が国際比較事業を行うことによる国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められるものであることが必要である。

② 国際比較統計利活用事業の内容、利用する方法

当該事業の内容と匿名データを利用する方法に整合性があり、事業の内容が国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の発展に資すると認められるものであることが必要である。

また、事業形態及び外部委託の有無についても確認し、匿名データの利用場所及び保管場所（後述(16)）等と絡めて匿名データの取扱いに問題がないことが必要である。

加えて、外国政府等から提供を受けている又は受ける見込みが確実である調査票情報等と照らし合わせて整合的な内容となっていることが必要である。

③ 作成する統計等の内容

匿名データを利用して作成する国際比較を行う上で必要な統計等が国際比較統計利活用事業の内容及び利用する方法からみて妥当なものであることが必要である。

④ 国際比較統計利活用事業の実施期間

国際比較統計利活用事業の実施期間が匿名データの利用期間等との関係で齟齬がないことが必要である。

なお、期間未定の申出は認めない。

⑤ 調査票情報等の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）

外国政府等から提供を受けている調査票情報等が、匿名データを利用して作成する国際比較を行う統計からみて妥当なものであることが必要である。

また、提供する匿名データの情報と国際比較可能な情報が含まれて

いることが必要である。具体的には事業の内容と外国政府等から提供された調査票情報等の説明に整合性が認められるか確認し、内容が不明である場合は必要に応じて関連する資料の提出等により確認することとする。

⑥ 支援の内容（提供依頼申出者が我が国の加盟する国際機関以外である場合）

公的機関又は外国政府等から提供を受けている支援の内容が、職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供、機器等の貸与などに該当するものであることが必要である。なお、提供依頼申出者の公益性を確認することが必要であり、内容が不明である場合は必要に応じて具体的な支援の内容が示された書類を添付させるなどにより対応することとする。

(13) 匿名データのすべての利用目的

学術研究、高等教育又は国際比較統計利活用事業に対する具体的な利用目的がすべて記載され前述の「利用目的」と齟齬がないことが必要である。

また、成果物の公表や普及も利用目的に含まれることから、少なくとも公表に関する事項が記載されていることが必要である。

さらに、営利目的と考えられる利用目的が記載されている場合、学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計の利用成果等の公表後にこれが行われることが学術研究又は高等教育を直接の目的とすること、若しくは国際比較統計利活用事業を目的とすることに該当する前提になると考えられることから、その前後関係について確認を行うものとする。

(14) 公表の方法

学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定、国際比較統計利活用事業の場合は、我が国が加盟している国際機関では匿名データを用いて行った国際比較の利用結果が、また、我が国が加盟している国際機関以外では匿名データを用いて行った国際比較統計利活用事業の提供状況が公表される予定であることが必要である。

また、公表予定日が記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していることが必要である。

(15) 匿名データの提供希望年月日

提供希望年月日が提供機関等にとって対応可能であることが必要である。

(16) 匿名データの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

次の①～⑦の要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 匿名データが持ち出されないように匿名データを利用（匿名データファイルの保管を含む。以下同じ。）する場所については、施錠可能な物理的な場所に限定されること。また、利用場所から匿名データが取り外し可能な外部記憶装置等に転送されるなどにより持ち出されないこと。
- ② 匿名データが、限定された媒体に格納され、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。
なお、保管場所は利用場所と同一であることが好ましく、分散する場合は、その理由が妥当であること。
- ③ 匿名データの利用時に上記①の利用場所に存在する者が制限され又は何らかの確認行為が行われること。
- ④ 匿名データの利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。
- ⑤ 匿名データを利用する情報システムに、
 - ・ コンピュータウイルス対策
 - ・ セキュリティホール対策
 - ・ 識別及び主体認証対策
 - ・ スクリーンロック等の不正操作対策が図られていること。
- ⑥ 外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機や利用者以外の者が使用する電子計算機に匿名データ及び中間生成物（匿名データの個々の情報が判別できるものに限る。以下同じ。）を残留させないこと。また、利用者以外の者が匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように制御された情報システムの環境であること。
- ⑦ 提供される匿名データに加え、集計作業等によって生成される匿名データを含む中間生成物及び廃棄物についても、漏えい等事故を防止するために適正な管理が求められること。

また、集計処理等について外部委託を行う場合で、その利用又は保管が委託先で行われる場合についても、①～⑦の要件を満たすことが必要

であることから、委託契約書等において確認を行うものとする。

なお、匿名データの利用場所が日本国外である場合については、匿名データの使用に関する安全性の確保の観点から次の⑧から⑫の要件のいずれかを満たす場合に提供を行うものとする。

- ⑧ 提供機関等に十分な旅費予算が確保されており、当該旅費において国外利用における監査を行うことが可能である場合
- ⑨ 二以上の外国政府等から調査票情報等の提供を受け、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供等の支援を受けており、かつ、上記提供及び支援を直近過去5年間継続して受けており、監査を行わなくても情報管理に関し十分に信頼に足りると判断される組織等からの申出である場合
- ⑩ 我が国の職員が提供依頼申出者の属する機関に出向しており、当該職員に匿名データの利用状況を確認してもらえよう依頼を行うことが可能である場合
- ⑪ 匿名データの提供を受けた者又は法人その他の団体の職員が、匿名データの利用期間中に提供機関等を訪問し、当該訪問時において、提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合
- ⑫ 過去に匿名データを利用したことがあり、匿名データを取り扱う者、匿名データの利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法が同一とみなせる場合であって、e-mail等により提供機関等が利用状況等のヒアリングを行うことができる場合

(17) 匿名データの利用期間

匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間又は国際比較統計利活用事業の目的内容から見て必要最小限となっていることが必要である。

(18) 匿名データを取り扱う者全員の氏名、所属及び職名

目的、研究内容、授業科目又は国際比較統計利活用事業の内容から判断し、利用者（提供依頼申出者を含む）全員について氏名、所属が記載され、それが最小限に限られており不要な者が含まれていないことが必要である。

なお、利用者は具体的に記載することとし、「〇〇部に所属する職員」と記載する等、提供機関等において、利用者的人数及び具体の個々人が

特定できない記述は認められない。

さらに、集計を外部委託する場合は当該委託先の職員の氏名が記載されていることが必要である。

また、利用者が、第18に定める提供禁止措置の対象となっており、匿名データの利用期間の一部でも禁止措置期間と重なる場合は、利用を認めない。

(19) 現に提供を受けている又は今後提供を依頼する予定のある他の調査票情報又は匿名データ

審査対象の匿名データと当該欄に記載された調査票情報又は匿名データを同時に利用された場合でも、調査対象者が特定される恐れがある情報を有していないことが必要である。

(20) 匿名データの提供方法（提供媒体）

提供機関等が実際に提供可能な媒体であることが必要である。

(21) 送付による提供希望

送付による提供の希望の有無が記載されていることが必要である。

(22) その他必要な事項

(1)～(21)以外に、提供機関等において設定した審査事項がある場合、その承認基準を満たしていることが必要である。

4 提供依頼申出書の修正・再提出

提供依頼申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、提供機関等は規則第16条第3項の規定により、提供依頼申出者に対しその修正・再提出を求める。

第9 手数料の積算

手数料の積算は、提供依頼申出書等の審査の結果、提供可能と判断された場合に行う。

積算方法は令第13条第2項に基づき、次の①～④をすべて加えた額とする。

- ① 基本料金 1,850円
- ② 匿名データの提供ファイル数 × 8,500円
- ③ 格納する媒体
 - ・ FD 1枚：50円 × 必要枚数
 - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
 - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ④ 送付を求める場合（書留等料金）

＜付加的なサービスに係る料金の徴収＞
統計の作成等に伴い、料金を徴収の上データ分析の研修など付加的なサービスを任意に提供することも可能であるが、その場合は、任意のサービスであり上記の手数料とは別に料金を請求するものであることを利用者が明確に理解できるように留意する。

第10 審査結果の通知等

提供機関等は、規則第16条に基づき、提供依頼申出書の審査結果を、学術研究目的、高等教育目的の場合は申出の受付から14日以内に、また、国際比較統計利活用事業の場合においては、双方で合意した期限以内に、提供依頼申出者に対し文書により通知する（e-mailを含む。）。

1 提供依頼申出を承諾する場合

別紙様式第4号を参考として提供機関等が定める様式による承諾通知書に次の事項を記載のうえ通知する。

- ・ 匿名データの提供を行う旨
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他提供機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は返却しない旨

また、提供依頼申出者に対して総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第7号、第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）及び誓約書の送付又はこれらの様式を入手することができるホームページアドレスを連絡する。

2 提供依頼申出を承諾しない場合

別紙様式第5号を参考として提供機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して提供依頼申出者に通知する。

第11 匿名データの提供依頼書の提出と手数料の納付

1 依頼書の提出

提供依頼申出が承諾された提供依頼申出者は、令第13条及び規則第16条に基づき、総務省告示で定める依頼書（別紙様式第6-1～3号）及び別紙様式第8号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）を遵守する旨記載した誓約書を提出する。

2 誓約書

別紙様式第7号を参考として提供機関等が定める様式による利用条件（利用規約）に記載する内容を利用者全員が利用条件（利用規約）を遵守する旨記載し署名又は記名押印したものを誓約書とする。なお、遵守内容が書面上明確になるように利用条件（利用規約）及び誓約書は一体として提出させることとする。

3 手数料の納付

提供依頼申出者は、第10に示す承諾通知書により提供機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、提供機関等に納付する。

(1) 収入印紙による場合

通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙に検印を押す。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

なお、収入印紙が添付された依頼書は、行政機関の文書管理規程に基づく保存年限の間保存する。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

(2) 現金による場合

提供機関等から第10に示す通知を行う際に、併せて納入告知書を送付し、提供依頼申出者は当該納入告知書により現金を納付する。

(3) 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ぬ事情により匿名データの提供が行えなくなった場合に、提供機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、提供機関等及び提供利用申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。（各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくこと。）

① 収入印紙の場合

ア) 収入印紙の検印が押されていない場合は、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。

イ) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

4 著作権

依頼書の提出を受ける際、提供依頼申出者が匿名データを使って作成した統計に対する著作権を主張しない旨を記した誓約書の提出を求める。

5 秘密の保全

学術研究の内容、作成する統計等の内容などは、成果等が公表されるまでは学術研究を行う者にとって秘密に該当する可能性があることから、利用実績報告書の提出を受けるまでの間は、提供機関等は、提出を受けた書類等の内容は非公開情報として取り扱う。

ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

なお、利用実績報告書の提出を受ける前に、提出を受けた書類等の内容についてホームページに掲載する場合などは、提供機関等は提供依頼申出者の了解を得て行う。

第12 匿名データの提供

1 提供時期

第10に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに提供依頼申出者に通知する。

2 提供窓口

匿名データは、提供依頼申出書を受理した提供機関等の提供窓口から提供依頼申出者に提供する。

3 提供手段

匿名データは、①提供する媒体の書留等による送付又は②提供窓口における直接の受け渡し、のうち提供依頼申出者が提供依頼申出書に記載した方法により提供する。

なお、提供する匿名データは、暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

また、提供用匿名データの作成に際しては、万が一漏洩した場合の漏洩経路を特定するために、匿名データのファイルごとにデータのソート順を変える、一連番号を変える等の対応を行っておくことが望ましい。

第13 匿名データの作成・提供を外部委託する場合の留意事項

1 法第37条に基づき、提供事務の全部を委託する場合

受託独立行政法人等は、提供依頼申出書の審査結果を提供依頼申出者に通知するとともに、その旨を委託元に報告する。

なお、受託独立行政法人等及び受託独立行政法人等に事務の全部委託を行う提供機関は、受託独立行政法人等から委託元である当該提供機関への報告のタイミング・内容等についてあらかじめ調整の上、事務処理要綱等に規定する。

2 匿名データの作成や提供の一部事務を民間に委託する場合

匿名データの作成や複写作業などの一部事務を民間委託する場合の事務処理は、通常、提供機関等が調査票情報に係る処理について民間業者と委託契約を締結する場合の規約に準じるものとし、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、秘密の保護、適正管理等に関する誓約書の提出、法規定の遵守の徹底とともに、調査票情報の取扱い等について契約事項として定めることが必要である。

第14 提供依頼申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 総論

提供機関等の承諾がなされた提供依頼申出書に係る記載事項について、提供依頼申出者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

① 提供機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される利用者又は代理人の人事異動等に伴う所属・連絡先、姓に変更が生じた場合等は、提供依頼申出者は別紙様式第9号を参考として提供機関等が定める様式による所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに提供機関等へ届け出る。

② ①以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、原則として改めて提供依頼申出書の提出を求める。この場合、既に納付された手数料は返還しない。

なお、提供依頼申出書に記載事項のうち1項目のみ変更する場合は、記載事項変更申出書（別紙様式第11号を参考として提供機関等が定める様式による。以下同じ。）により申出を行うことができる（利用期間の延

長に関するものを除く。)

記載事項の変更の申出を受けた提供機関等は当該申出の審査を第8の3に準じて行い、その承諾・不承諾について別紙様式第12号及び13号を参考として提供機関等が定める提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書、提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書により提供依頼申出者に通知する。

2 利用者の変更

利用者の変更については次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、記載事項変更申出書により届出手続を行い、除外される利用者が個別に利用していた匿名データが存在する場合は提供機関等への返却までの間、提供依頼申出者が適切に管理し、他の匿名データの返却時に併せて第16に基づいた返却を行う。

(2) 利用者の追加

利用者の追加の必要が生じた場合は、記載事項変更申出書により申出手続を行うこととし、提供機関等は追加する理由が妥当かどうか等について第8の3(16)に準拠して審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

上記通知後、依頼書及び誓約書（追加の者だけ）の提出をもって、匿名データの提供を行う。

なお、手数料は第9の②～④の額の合計額を納付する。

(3) 利用者の交代

利用者が交代する場合は、交代前に記載事項変更申出書により申出手続を行うこととし、提供機関等は交代理由が妥当かどうか審査を行い、その結果を第10の取扱いに準じて提供依頼申出者に通知する。

妥当と認められる場合で、匿名データの利用ファイル数に変更がない場合、誓約書（変更する者のみ）の提出だけで利用を認めることとする。

なお、この取扱いは、提供する利用者に係る欄以外の利用目的その他の事項について一切の変更がないことを前提とする。（これらの事項が変更となる場合は、改めて提供依頼申出書による申出を行う。）

3 利用期間の延長

(1) 延長申出書の提出

提供依頼申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由及び希望する必要最低限の延長期間を記載した別紙様式第10号を参考として提供機関等が定める様式による

延長申出書を提供機関等に提出する。

また、利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合において、延長の承諾は1回限りとし、延長の申出があった場合にはこの旨を提供依頼申出者に伝えるものとする。

なお、利用目的が国際比較統計利活用事業である場合においては、事業の期間が長期にわたることが想定されることから、延長の承諾回数に制限は設けないこととする。

(2) 延長の申出の審査基準

延長申出書が提出された場合、提供機関等は次の審査基準により審査を行う。なお、承認要件は次の基準をすべて満たすことである。

- ・ 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること
- ・ 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件など利用期間以外の変更が一切なされていないこと
- ・ 延長理由から判断して、延長の期間が最低限度に限られていること
- ・ 提供を承認し提供依頼申出書に関する初回の延長申出であること(利用目的が学術研究である場合又は高等教育である場合について、延長の再申出は認められず、最初から提供依頼申出書等の提出を行うものとする。)

(3) 提供機関等からの諾否の通知

提供機関等は、延長申出を承諾する場合はその旨を通知する。また、この場合、利用実績報告書の提出時期等も併せて延長を認めることができるものとする。

承諾しない場合は、その理由と併せてその旨を延長に係る提供依頼申出者に通知する。承諾されなかった場合、当初の承諾された利用期間の満了時まで、提供依頼申出者は提供された匿名データの返却、電子計算機保存されている匿名データ及び中間生成物等の削除、利用実績報告書・データ措置報告書の提出等所要の措置を行う。

(4) 延長が認められた場合の手続

延長を承諾し、利用条件(利用規約)及び誓約書に修正が必要な場合は、再度、必要な書類の提出を求める。

第15 匿名データの提供後の利用制限

利用者は、法第42条第1項第2号に基づき、提供された匿名データを適正に管理し、法第43条第2項に基づき、匿名データ及び匿名データから作成した統計等は提供依頼申出書に記載した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

提供依頼申出書に記載した利用の範囲以外への利用を希望する場合は、記載事項変更申出書により申出を行い、提供機関等の承諾を得る。

なお、利用目的の変更の審査基準は、第8の3(11)に準じるものとするが、データ措置報告書が提出された後については、審査を行う必要はないものとする。

第16 匿名データの利用後の措置

提供依頼申出者は、匿名データの利用期間終了後、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存若しくは紙媒体等へ出力した匿名データ及び中間生成物を消去する。その上で、別紙様式第14号を参考として提供機関等が定める様式によるデータ措置報告書を添えて、媒体を提供機関等へ返却する。この際、書留（提供依頼申出者の送料負担）による送付又は提供窓口での直接の受け渡しのいずれかによる。

第17 提供依頼申出者による研究成果等の公表

1 成果の公表

(1) 直接の利用目的が学術研究、高等教育の場合又は国際比較統計利活用事業であって我が国が加盟している国際機関が利用する場合

提供依頼申出者は、匿名データを利用して行った学術研究の成果、高等教育の内容又は国際比較統計利活用事業の結果を提供依頼申出書に記載した公表時期、方法に基づき公表する。

当該公表に際して、提供依頼申出者及び利用者は、匿名データを基に提供依頼申出者又は利用者が独自に作成・加工した統計等についてはその旨を明記し、提供機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

例：〇〇省（又は、独立行政法人統計センター）から「〇〇調査」（〇〇省）に関する匿名データの提供を受け、独自に作成・加工したものである。

なお、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかったなどにより、提供依頼申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合は、新たな公表方法について記載事項変更申出等の提出を行う措置をとった上で、公表を行う。

また、公表後、提供依頼申出者は、総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15-1～3号）により提供機関等に利用実績を報告する。

- (2) **国際比較統計利活用事業であって国際比較統計を作成し提供する場合**
提供依頼申出者は、匿名データを利用して国際比較統計を作成し当該統計を提供した回数等の利用状況について提供機関等が定める期間ごとに提供依頼申出書に記載した方法により公表を行う。
また、毎回の公表後、提供依頼申出者は総務省告示で定める利用実績報告書(別紙様式第15-1～3号)により提供機関等に利用実績を報告する。

2 成果が公表できない場合の取扱い

提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより学術研究の成果を公表できない場合は、研究の状況の概要及び公表できない理由を利用実績報告書により提供機関等へ報告する。

3 成果物の利用制限

提供依頼申出書に記載した公表方法で公表されなかった統計等の成果の利用(営利目的等を含む)は公益性を提供の理念とした法の趣旨に反することから認めないものとする。

なお、このような利用をした場合、第18の匿名データの不適切利用に該当することとなる。

第18 匿名データの不適切利用への対応

1 統計法における罰則

法第61条第3号では、匿名データの提供を受けた者、匿名データの取扱いに関する業務委託を受けた者等が匿名データを自己又は第三者の利益を図る目的で提供、盗用した場合罰則の適用を規定しており、これらの規定に違反した場合、罰則は違反を犯した個人に適用されることとなる。

2 総務省及びその他提供機関等における連携

提供機関等は、匿名データの利用者又は関係者が法令又は契約違反を行ったと判断した場合、違反が疑われる場合、提供の取消しや利用停止期間の設定等ペナルティを科すことを決定した場合又はその他必要と判断した場合には、その旨を総務省に連絡する。

なお、受託独立行政法人等が委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を受託独立行政法人に委託した提供機関を通じて行う(関連：第3の4(1))。

総務省は、提供機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の提供機関等に対し、当該連絡事項及びペナルティに関する情報の提供を行い、すべての提供機関等において同様の利用停止期間が設けられるよう必要な措置を講じる。

3 契約違反

(1) 違反内容

提供機関等は、次のような法令又は契約違反を犯した者（以下「違反者」という。）に対して、その内容に応じて総務省及びその他の提供機関等と連携して対応を行う。

なお、違反者が提供依頼申出者以外の利用者である場合であっても、当該事例の判断（例えば管理責任等の観点）から提供依頼申出者を違反者として扱うこともあり得るものとする。

- ① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない
- ② 匿名データを提供依頼申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した
- ③ 匿名データを紛失した
- ④ 匿名データの内容が漏洩した
- ⑤ 承諾された利用目的以外の利用を行った
- ⑥ その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為）

(2) 対応内容

ア 提供機関等は、その提供した匿名データの利用に関し、法律違反又は契約違反として、前記(1)①～⑥が生じていることが判明した場合は速やかに提供依頼申出者に連絡し、原則として利用の取消、匿名データの返却、複製データの消去を求めるとともに、その違反内容や対応状況を総務省に連絡する。

イ 総務省は、提供機関等から上記アの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し、当該情報について周知を行う。

ウ その他の提供機関等は、総務省から上記イの連絡があった場合、当該違反者に対するその他の調査票情報又は匿名データの提供の有無を確認し、当該違反者にその他の匿名データ、法第33条に基づく調査票情報又は法第34条に基づく委託による統計の作成等の結果の提供を行っていることが判明した場合、それらの調査票情報又は匿名データの管理体制、状況等について速やかに確認する。

エ 提供機関等は、(1)①～⑥の違反事実について、次に挙げる措置をとるとともに、その対応状況を総務省に連絡する。

- ① 返却期限までに匿名データの返却等の措置を行わない場合
返却が行われるまでの間、他の調査票情報及び匿名データの提供を

行わないとともに、返却日以降、利用期間の満了時点から返却までの間の日数に相当する期間についても他の調査票情報、匿名データの提供及び法第34条に基づく委託による統計の作成等を行わない。

② 匿名データを提供依頼申出書に記載した内容と異なるセキュリティ要件の下で利用し、セキュリティ事故の危険に曝した場合

契約の際に虚偽の申出を行った場合の指名停止期間等に準じ虚偽の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

③ 匿名データを紛失した場合

実際に審査要件を満たした場合、基本的に紛失等が起こるとは考えられないことから、利用者の過失による場合、上記②に違反していると同程度と判断し、匿名データの紛失の度合いに応じて1か月～6か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

④ 匿名データの内容が漏洩した場合

制度に対する国民の信頼を著しく損なう可能性があることから集計を民間委託した際に民間事業者が同様の事故を発生させた場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

⑤ 匿名データを利用目的以外で匿名データの利用を行った場合

制度に対する国民の信頼を著しく損なう法律違反に該当することから、集計を民間委託した際に民間事業者が同様の目的外利用をした場合の指名停止期間を参考とし、1か月～12か月の提供禁止とする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

⑥ その他の場合

利用が終了しても正当な理由なく実績報告書の提出を行わない場合、成果等について公表を行わない場合、成果等について正当な理由なく速やかに公表を中止する行為その他法令違反、契約違反、国民の信頼を損なう行為を行った委託申出者及び利用者に対しては、上記①～⑤及び委託等の指名停止を参考として、提供禁止の措置を講じるものとする。

また、同期間は他の調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等についても行わないものとする。

オ 総務省は、上記エの連絡があった場合、速やかにその他の提供機関等に対し当該違反情報の周知と共有化を図るとともに、その他の提供機関等においては上記エと同様の措置を講じる。

カ なお、これらの提供禁止の対応については、違反者が行う提供依頼申出（既に提供している他の匿名データ及び新たな提供依頼申出を含む。）に対してはもとより、違反者以外の者が行う提供依頼申出であってその利用者の中に違反者を含むものに対しても同様とする。

また、法人その他団体で利用申出している場合についても、違反者を含む法人その他団体全体に対しても同様とする。

4 他制度との連携

法第33条に基づく調査票情報の提供、法第34条に基づく委託による統計の作成等において、法令や契約違反により提供禁止措置等が取られている場合、同様の期間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して匿名データの提供についても行わないものとする。

5 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（※5）は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

※5 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第19 実績報告書の作成・提出

1 実施状況報告の提出

提供依頼申出者は規則第16条に基づき、①学術研究目的の場合、当該研究成果の公表後速やか（3か月以内）にその公表も含めた成果の概要について、②高等教育目的の場合、当該高等教育の終了後速やか（3か月以内）にその実施状況について、③国際比較統計利活用事業目的の場合、当該比較統計の利用成果又は提供状況の公表後速やか（3か月以内）にその実施状況について提供機関等に総務省告示で定める利用実績報告書（別紙様式第15-1

～3号)により報告する。

なお、提供依頼申出者又は利用者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により学術研究成果や教育内容の実績等が示せない場合、提供依頼申出者又は共同利用者等は利用実績報告書にその理由を記載して報告する。

また、提供機関等は法第55条に基づく総務大臣からの要請に基づき12か月ごとに利用実績報告書の提出実績及び提供依頼申出書の提出実績等を取りまとめ、総務省に報告を行う。

さらに、提供機関等は規則第19条に基づき、必要に応じて提供依頼申出者の所属・氏名、使用した調査票情報の名称、学術研究又は高等教育の名称等の記載事項をホームページ等により公表する。

2 受託独立行政法人等における取扱い

受託独立行政法人等が受理する利用実績報告書は、委託元の提供機関に報告し、当該提供機関から総務省に報告する。

3 総務省から統計委員会に対する報告

総務省は、提供機関等から報告を受けた利用実績を取りまとめ、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表する。なお、総務省は、提供機関等と同様に提供依頼申出者の秘密の保全について留意し、情報の管理を行う。

第20 ガイドラインの施行時期

平成28年1月22日付で改正された本ガイドラインは、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6及び別紙様式第1号に係る部分は、改正の日から施行する。

【添付資料一覧】

(別紙)

- 別紙 1 匿名化処理の考え方
- 別紙 2 匿名化処理の技法
- 別紙 3 匿名化処理の目安

(別紙様式)

- 別紙様式第 1 号 匿名データの審査表
- 別紙様式第 3-1～3 号 提供依頼申出書【雛形】
- 別紙様式第 4 号 承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 5 号 不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 6-1～3 号 匿名データの提供に係る依頼書
- 別紙様式第 7 号 匿名データの利用規約【雛形】
- 別紙様式第 8 号 匿名データの利用に係る誓約書【雛形】
- 別紙様式第 9 号 所属等変更届出書【雛形】
- 別紙様式第 10 号 匿名データの利用期間延長申出書【雛形】
- 別紙様式第 11 号 提供依頼申出書の記載事項変更申出書【雛形】
- 別紙様式第 12 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 13 号 提供依頼申出書の記載事項変更に係る不承諾通知書【雛形】
- 別紙様式第 14 号 データ措置報告書【雛形】
- 別紙様式第 15-1～3 号 利用実績報告書

(参考)

- 統計法（抄）
- 統計法施行令（抄）
- 統計法施行規則（抄）